

大船渡市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年度
財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のと
おり公表する。

令和 7 年 2 月 18 日

大船渡市監査委員 鈴 木 弘

大船渡市監査委員 船 野 章

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

下記の財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行を対象とし、令和 5 年度及び令和 6 年度を範囲として実施した。

(1) 出資団体監査

- ① 対象団体 公益財団法人大船渡市育英奨学会
- ② 所 管 課 教育委員会事務局教育総務課

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 施 設 名 大船渡市 Y・S センター
- ② 指定管理者 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会
- ③ 所 管 課 保健福祉部地域福祉課

2 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりとし、財政援助団体等の当該財政援助等に係る事務の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われ、目的に沿って円滑な経営がなされているかを主眼として監査した。

(1) 出資団体監査

① 団体関係

- ・ 定款及び経理規定等諸規程は整備されているか
- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか 等

② 所管課関係

- ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を、十分に把握し、適切な指導監督を行っているか 等

(2) 公の施設の指定管理者監査

① 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか 等

② 所管部局関係

- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか 等

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、業務内容や事務手続及び経営状況等について所管部課長及び団体の事務局長等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所 市役所本庁舎及び大船渡市Y・Sセンター
- (2) 日 程 令和6年12月23日から令和7年2月10日まで

5 監査結果

(1) 出資団体監査

出資団体及びその所管課においては、出資に係る出納その他事務の執行が、関係法令に基づき、また、出資の目的に沿って、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、支出伝票の会計区分毎の整理等軽微な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者及びその所管課においては、指定管理に係る出納その他事務の執行の一部では正すべき事項が見受けられた。

施設の利用規程等を作成していない、指定管理者による備品購入時の取扱いについて、大船渡市Y・Sセンター管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載がないなどの軽微な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

なお、指摘事項には至らないものの、大船渡市Y・Sセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び仕様書の内容と異なる事務処理を行っているなど、適正を欠くと認められたものは、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、以下に注意事項として記載した。

【注意事項】

対象	大船渡市社会福祉協議会
内容	1 基本協定書において、重要事項の変更を行ったときは、遅滞なく届出をするように定められているが、規約の改正を市に届出していない。
	2 仕様書「Ⅰ 基本的事項」及び「Ⅱ 業務内容」で定める危機管理対応マニュアルの作成及び防災訓練を行っていない。
	3 仕様書で定める営業活動を行っていない。

対象	地域福祉課
内容	指定管理者候補者の選定後から指定までの間、仮協定を締結する旨を募集要項に定めているが、締結していない。

利用料金の取扱い及び事業報告書の内容については、法令、条例及び規則等に違反す

ると認められた事項で、是正すべきもののうち重大なもの、あるいは、注意事項に該当する事項が多数存在するなど事務処理が全般的に不適正であると認められたものを、以下のとおり指摘事項として記載した。

【指摘事項】

対象	大船渡市社会福祉協議会
内容	利用料金の取扱いについて（※利用料金が導入された平成 21 年度から今日に至るまで。） (1) 地方自治法第 244 条の 2 第 9 項、大船渡市 Y・S センター設置管理に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項及び基本協定書において、利用料金は、指定管理者が定め、あらかじめ市の承認を受けなければならないと定められているが、市の承認を受けた利用料金を定めていない。 (2) 条例第 9 条において、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができると定められているが、免除基準を定めずに免除している。 (3) 仕様書において、利用料金の還付を要する場合は、還付請求書により行い、受領書を徴することになっているが、仕様書で定める方法で行われていない。

対象	大船渡市社会福祉協議会・地域福祉課
内容	事業報告書の内容について (1) 全体的に、基本協定書や仕様書に基づく管理業務の実施状況が具体的に記載されていない。 (2) 指定管理業務である利用促進事業と、指定管理者による自主事業との整理がされていない。 (3) 上記(1)及び(2)について、所管課が十分な確認や指導をしていない。

市は平成 17 年に「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」を制定している。これには、指定管理者は、各施設の設置管理条例等の関係法令を遵守すること、また、市は、指定管理者に対して業務の内容または経理の状況について報告を求め、必要な指示をする等の監督を行うことが定められている。

しかし、指定管理者においては、条例、協定書及び仕様書に基づいた事務が一部で行われていないものがあり、関係法令を遵守していると言い難く、所管課においても指定管理者への監督が不十分であったと言わざるを得ない。

今一度関係法令及び協定書を確認し、これらに基づく施設の適正な管理が行われるよう早急な改善を望む。

指摘事項について措置を講じたときは、その内容を地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知されたい。

6 監査対象団体の概要

(1) 出資団体

① 団体の概要

名 称	公益社団法人大船渡市育英奨学会
代 表 者	理事長 奥山行正
所 在 地	大船渡市盛町字津野沢 15 番地
設 立 時 期	昭和 49 年 8 月 19 日（平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行）
設 立 目 的	大船渡市に住所を有する者の子女であつて、有能な素質をもちながら経済的理由により、修学が困難な者に対し奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成すること
組 織	理事会 7 名（理事長 1 名、常務理事 1 名、その他理事 5 名）、監事 2 名、評議員 7 名、事務局職員 4 名
主 な 事 業	ア 学資金の貸与 イ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市との関係	出資金 35,500,000 円（出資比率 100%）

(2) 公の施設の指定管理者

① 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会
代 表 者	会長 刈谷忠
所 在 地	大船渡市立根町字下欠 125 番地 12

② 指定管理の内容

施 設 名	大船渡市 Y・S センター
所 在 地	大船渡市立根町字下欠 125 番地 12
指 定 期 間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（5 年間） 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）
指定管理料	令和 5 年度 44,000,000 円 令和 6 年度 48,571,000 円
利用料金制	有
主 な 業 務	ア 施設等の使用申請手続き等に関する業務 イ 利用料金等の徴収に関する業務 ウ 施設の利用に関する相談等に関する業務 エ 事件・事故に関する業務 オ 施設の利用促進に関する業務 カ 施設等を使用して行う市民福祉の向上に資する行事等（自主事業）に関する業務 キ 緊急対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務 ク 施設等の管理に関する業務（清掃、警備、各種設備保守点検等）